

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

平成28年4月

佐 井 村

佐井村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月

佐井村長
佐井村議会議長
佐井村選挙管理委員会委員長
佐井村監査委員
佐井村農業委員会会長
佐井村教育委員会委員長

佐井村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、佐井村長、佐井村議会議長、佐井村選挙管理委員会委員長、佐井村監査委員、佐井村農業委員会会長、佐井村教育委員会委員長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が中心となり、各機関との連携のもと、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うとともに、実状を加味した措置を講じていくこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組等

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、佐井村長部局、佐井村議会事務局、佐井村選挙管理委員会事務局、佐井村監査委員、佐井村農業委員会事務局、佐井村教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、大きな課題として対応するものを掲げ、次のとおり目標を設定し、その達成に向けた取組を実施する。

(1) 女性職員のキャリアアップ支援

昨今の多様化する住民ニーズに対応していくためには、政策の立案・作成において男性のみならず女性の視点を反映させ、さまざまな視点からのマネジメントを行う必要がある。また、女性が管理職に登用されることにより、女性職員にとってのロールモデルが出来上がり、キャリアアップに対するモチベーションの向上へと繋がる。そのため、以下のような取組により女性職員のキャリアアップ支援を行う。

〔目標①：平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性の割合を、平成27年度の実績0%から10%以上を目指します。〕

〔目標②：管理的地位以外における各役職段階にある職員に占める女性の割合については、概ね現状維持に努めます。
(平成27年度実績 課長補佐級42.9%、係長級35.0%、その他38.5%)〕

<取組> 平成28年度より随時実施

- ・女性職員の意識改革を図るために様々な研修参加の案内等を充実させる。
- ・女性職員に対する多様なロールモデル・キャリアパス事例の紹介を行う。
- ・女性職員を多様なポストに積極的に配置するとともに、係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

(2) 男性職員が育児休業等を取得しやすい環境の整備

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、全ての男性職員が取得できる子どもが生まれた時の配偶者出産休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について周知し、これら休暇等を取得することについて、職場の理解が得られるための環境づくりを行う。

〔目標①：平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等の取得を促進し、取得率50%を目指します。〕

<取組> 平成28年度より随時実施

- ・配偶者が出産を控えている男性職員に対し、管理職員（又は人事担当）による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に関する助言を行う。

(3) 年次休暇の取得の促進

職員がいきいきと活躍する組織となるためには、性別を問わず全ての職員が仕事と生活を調和できるワークスタイルが重要になってくる。また、余暇を楽しみ、仕事以外の様々な活動を通じて、職員自身が多様な価値観を得ることができ、多面的な視点から仕事を進めることができるようになる。そのために、以下のような取組により年次休暇の取得の促進を行う。

〔目標①：平成32年度までに、職員の年次休暇取得日数を15日以上とすることを
目指します。〕

<取組> 平成28年度より随時実施

- ・年次休暇の取得日数を定め、各職員への徹底を図る。
- ・管理職員は、職場内における応援体制の確立、自ら率先して年次休暇を取得する等、職員が休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。
- ・子どもの学校行事等への参加や家族の記念日等における計画的な年次休暇の取得促進を図る。
- ・ゴールデンウィーク期間や夏季休暇期間の前後における年次休暇の取得、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた年次休暇の取得などにより、連続休暇の取得促進を図る。